

[研究区分： 確かな教育推進研究]

研究テーマ： 精神保健福祉現場実習の教育プログラムのミニマム・スタンダードに関する研究 ～円滑で最適な実習教育を実施するための実習カリキュラムの検討～	
研究代表者： 保健福祉学部 人間福祉学科 准教授・細羽 竜也	連絡先： hosoba@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者： 教授・金子努， 准教授・江本純子， 准教授・澤田千恵， 助教・越智あゆみ	
【研究概要】 本研究では、現在、精神保健福祉士養成において課題になっている、実習に向けて必要な教育内容（事前教育）について、本学以外の養成校への訪問面接調査や現場指導者への集団面接調査を通じて、探索的に情報収集して考察を行った。10校への訪問面接調査の結果、精神保健福祉士としての価値・倫理教育やソーシャルワーク実践のための援助技術の習得、当事者の生活実態の把握、などが特に力を入れている教育内容にあげられていた。現場指導者からも意見聴取し、実習前の指導課題を同定した。	

【研究内容・成果】

I. 研究の背景と目的

精神保健福祉士とは、1997（平成 9）年制定の「精神保健福祉士法」という法律に基づいて生まれた国家資格であり、精神障害者の社会復帰促進について相談援助を行うソーシャルワーカーのことをいう。2010（平成 22）年、厚生労働省による養成カリキュラムの見直しが行われ、新カリキュラムの施行が 2012（平成 24）年度から開始されている。カリキュラムの移行に伴い、精神保健福祉士の実習教育の在り方にも見直しが行われているが、その教育内容については全国的にも試行錯誤の状況にある。厚生労働省のカリキュラムに則した実習教育内容のガイドラインとその効果的な教育方法の開発は、「精神保健福祉」という学術分野における喫緊の研究課題であり、そもそも教育事業の質保障に関する重要な教育課題でもある。

厚生労働省（2010）が示した「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」によると、実習教育は講義や演習で学んだ価値・倫理と知識にもとづき、ソーシャルワークの理論や技術を応用した実践的な学習経験を培う場と考えられている。しかし、実習前の事前学習に必要な内容や実習教育の位置付け、事後学習の在り方について、実施方法や定着方法については養成校の裁量に任されており、養成校での全国的な指導基準が定まっているというわけではない。

<目 的>

本研究では、精神保健福祉士養成を行っている他大学の養成教育の指針や状況を調査するとともに、実習受入先で指導いただく現場実習指導者（専門職）に集団面接を行い、実習教育に最低限必要な価値・倫理観の形成と習得すべき知識・技術の同定を行うこととした。

II. 研究方法

本研究では、実習教育に関わる教育内容の同定という精神保健福祉士養成の課題について、主として質的研究法を用いたアプローチにより情報の集約・構造化を図ることにした。

1. 他大学養成校への訪問面接調査

2012（平成 24）年 9 月からは、精神保健福祉士養成科目などをとりあげ、実習前に習得すべき教育内容を尋ねるインタビューガイドを 11 月までに作成した。その後、そのインタビューガイドをもとに全国 10 校の養成校に訪問面接調査を行った。

2. 実習協力施設の実習指導者への集団面接調査

2012（平成 24）年 12 月に 11 名の本学実習指導者を対象に、実習の事前指導で習得しておく必要がある教育内容について集団面接調査を行った。

III. 主な研究結果と考察

1. 養成校への訪問面接調査

(1) 実習前の養成科目の履修状況

10 校中 5 校は、現場実習に入る前に演習以外はすべて修了していた。また、精神科リハビリテーション学（精神科における回復期の患者への機能向上の取り組みに関する学習）に関わる科目については、4 校が科目修了前に実習に赴かせていた。

(2) 力を入れている養成教育

すべての養成校の指導者は養成科目すべての教授の必要性を指摘した上で、特に重視している教育内容をあげた。主な教育内容は以下の 3 つである。

第 1 に、10 校中 7 校が「ソーシャルワーク」の視点と援助技術の習得に力を入れていると回答した。第 2 に、10 校中 5 校が、精神障害のある当事者への姿勢として、精神保健福祉士としての倫理・価値観に関わる教育を重視するとの回答があった。同じく 10 校中 5 校が、当事者の生活実態等の理解に関する教育を重視すると答えていた。

(3) 特に重視する理由

10 校中 5 校が、習得した知識をいかに活用するか、という点を重視していた。また、精神保健福祉士としてのアイデンティティを育成するという立場から 10 校中 3 校が上記の教育内容を重視していた。

2. 実習指導者への集団面接調査

学生の実習教育課題についての実習指導者からの要望を、図 1 に示した。

図 1 に示したように、①精神保健福祉士として当事者支援に活用する際に必要な法制度と福祉サービス機関等に関する知識、②ソーシャルワークの技術に関する知識とワーカー像の形成、③当事者に関する知識、④自己覚知（精神保健福祉士としての自らの適性や特徴の理解）、に関わることの事前教育が求められた。

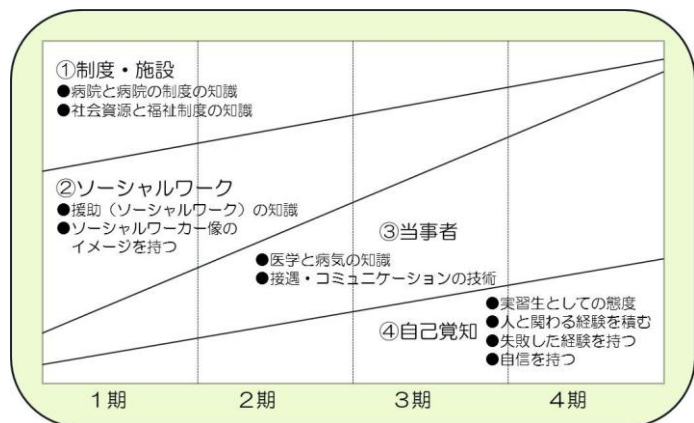


図 1 現場実習における指導課題（長崎（2012）を参考に作成）。

3. 考察

養成校への訪問面接調査と合わせて構造化すると、精神保健福祉士の実習教育の事前学習として、①精神保健福祉士としての倫理・価値観を基準に、②当事者の実態（個性や病状、生活実態）を把握し、③法制度や様々なサービス機関の特徴を理解して、④ソーシャルワークを実践し、⑤ワーカーとしての自らの適性を顧みる（自己覚知）、ことが実習前の事前学習における指導課題として同定できる。

では、これらの学習を効果的に進捗させるために、各養成校ではどのような教育実践に行っているか検討を行った。その結果、ボランティア学習をあげた養成校は 10 校中 8 校に上った。また、見学実習を含め、精神障害者との交流体験をあげた養成校も 10 校中 8 校あり、学生同士のグループワークを含めたピア学習をあげた養成校も 4 校あった。効果については検討されていないが、当事者やワーカーとの交流経験を通じて、座学で学ぶ教育内容に関し、リアリティを持って理解を促すことに効果的である可能性がある。

ただし、調査を通じて対人的業務に従事する者としてのマナーの問題や実習経験の考察が十分との課題もあげられていた。十分に留意する必要がある。